

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年12月15日

東京都作業部会確認年月日 令和2年12月16日

事業名 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運營業務委託

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、東京2020大会ラボラトリーの運營業務を委託するものであり、大会専用分析施設はパラリンピックにおける検体分析も実施する。</p> <p>このため、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費を都、国、組織委員会で負担する事項である。</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>東京2020大会ラボラトリーの運営は組織委員会が実施していることから、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的といえる。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>本事業は、ドーピング分析施設として、IOC、IPC及びWADAの要件に沿うラボを運営する上で欠かせない事業であり、競技の公正性を担保する等、大会の成功に必須である。</p> <p>今回の契約変更は、延長後の期間も準備業務を継続して実施するため、現時点で手続きを進める必要があることを確認した。</p>	
	<p>当初契約においては、委託項目ごとに必要な業務内容を精査のうえ、積算していることを確認している。また、今回の契約変更に当たっては、人件費や設備費用等について見直しを行い、経費削減に努めていることを確認した。</p>	
	<p>本件委託契約先であるLSIメディエンスは国内唯一のWADA認定DOPラボ運営者であるため、原契約の実績額を基準として契約変更額について検証し、妥当であることを確認した。価格の妥当性については、当初契約の単価をベースとした積算となっており適正であることを確認した。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため当面においては、組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。